

令和7年度
第2回

延岡市地域公共交通活性化協議会

資料





協議事項 1 延岡市地域公共交通計画の変更について

北浦町乗合タクシー2路線の廃止に伴い、延岡市地域公共交通計画（R6.3 策定、R7.2 改訂）の一部内容を改訂する必要があります。

つきましては、延岡市地域公共交通計画の変更内容に係る協議を行います。

詳細は次ページからの
「延岡市地域公共交通計画新旧対照表」
と
「延岡市地域公共交通計画改訂版（抜粋）」
をご覧ください。

延岡市地域公共交通計画（令和6年3月策定・令和7年12月改訂）新旧対照表

赤字変更箇所

〈計画書表紙〉

令和6年3月策定、令和7年2月改訂、**令和7年12月改訂**
令和6年度(2024年度)▶▶令和11年度(2029年度)

〈P 5 6〉

○乗合タクシー北浦線の「下塚線」「三川内線」の廃線予定を記載（下記文言等）
下表※1の路線はR7.4～国庫補助の活用を予定
下表※2の路線はR8.1～廃線を予定
地域公共交通確保維持事業を活用する路線の概要及び確保・維持策の表の
斐ーダー補助を削除

位置付け	交通モード	路線名	事業区分	運行主体	運行形態	補助対象事業	位置付け	交通モード	路線名	事業区分	運行主体	運行形態	補助対象事業
地域間幹線		高千穂線 日向線	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	幹線補助(国・県)	地域間幹線	日向線	高千穂線 日向線	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	幹線補助(国・県)
	路線バス	宮野浦線 まちなか循環バス	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	幹線補助(国・県)		路線バス	宮野浦線 まちなか循環バス	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	幹線補助(国・県)
		北部まちなか循環バス※1	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			北部まちなか循環バス	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		南部まちなか循環バス※1	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			南部まちなか循環バス	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		美々地線	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			美々地線	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		鹿川線	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			鹿川線	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		二股線	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			二股線	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
乗合タクシー		猿渡線 三ヶ村線	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			猿渡線 三ヶ村線	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		大保下線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			大保下線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		下崎・笠下黒原線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			下崎・笠下黒原線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		片内・菅原線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			片内・菅原線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		上中尾線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			上中尾線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		下塚線※2	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			下塚線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
支線交通 (斐ーダー)		北浦線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			北浦線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		三川内線※2	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			三川内線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		上三輪・具の烟～祇園線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			上三輪・具の烟～祇園線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		乘合タクシー 旧延岡線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			安井・神戸～レーヨン線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		須佐～大武線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			須佐～大武線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		小川・平田～祇園線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			小川・平田～祇園線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		上赤線	4条乗合	自家用有償 旅客運送 (市町村有償 運送)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			上赤線	4条乗合	自家用有償 旅客運送 (市町村有償 運送)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		下塚線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			下塚線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		家田線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			家田線	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		小野・石田線※1	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			小野・石田線※1	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		赤水・鯛名線※1	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			赤水・鯛名線※1	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		櫛津・土々呂線※1	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			櫛津・土々呂線※1	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
		伊形線※1	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)			伊形線※1	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	斐ーダー補助(国)
支線交通 (自主路線)	予約型乗合 タクシー	祝子川乗合タクシー	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	区域運行	斐ーダー補助(国)			祝子川乗合タクシー	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	区域運行	斐ーダー補助(国)
		チョイソノコのべおか	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	区域運行	斐ーダー補助(国)			チョイソノコのべおか	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	区域運行	斐ーダー補助(国)

延岡市地域公共交通計画（令和6年3月策定・令和7年12月改訂）新旧対照表

赤字変更箇所

〈P 8 2〉
○乗合タクシー北浦線ファイーダー補助対象を1系統に変更
下表※1の路線はR7.4～国庫補助の活用を予定、※2の路線はR8.1～2系統が廃線予定

分類	路線名	種別	路線名	種別
路線 バス	高千穂線(延岡駅～高千穂BC)	地域間幹線	高千穂線(延岡駅～高千穂BC)	地域間幹線
	日向線(イオンタウン日向～レーヨン)	地域間幹線	日向線(イオンタウン日向～レーヨン)	地域間幹線
	宮野浦線(南延岡～宮野浦)	地域間幹線	宮野浦線(南延岡～宮野浦)	地域間幹線
	熊田線(延岡～差木野・熊田)	生活交通確保維持	熊田線(延岡～差木野・熊田)	生活交通確保維持
	行勝山線(延岡～行勝山登山口)	生活交通確保維持	行勝山線(延岡～行勝山登山口)	生活交通確保維持
	外浦線(延岡～外浦)	生活交通確保維持	外浦線(延岡～外浦)	生活交通確保維持
	方財線(延岡駅～方財)	生活交通確保維持	方財線(延岡駅～方財)	生活交通確保維持
	川口線(南延岡～川口)	生活交通確保維持	川口線(南延岡～川口)	生活交通確保維持
	三輪線(延岡駅～三輪)	広域的バス	三輪線(延岡駅～三輪)	広域的バス
	古江～直海線(古江～直海)	広域的バス	古江～直海線(古江～直海)	広域的バス
	六首線(延岡～六首)	広域的バス	六首線(延岡～六首)	広域的バス
	保健福祉大線(延岡駅・南延岡～QOL)	一般	保健福祉大線(延岡駅・南延岡～QOL)	一般
	南一ヶ岡線(南一ヶ岡～延岡共立病院)	一般	南一ヶ岡線(南一ヶ岡～延岡共立病院)	一般
	東海線(南一ヶ岡～東海)	一般	東海線(南一ヶ岡～東海)	一般
	大武線(延岡駅～延岡営業所)	一般	大武線(延岡駅～延岡営業所)	一般
	雷管線(桜ヶ丘～雷管)	一般	雷管線(桜ヶ丘～雷管)	一般
	片田～今山線(片田団地～延岡共立病院)	一般	片田～今山線(片田団地～延岡共立病院)	一般
	まちなか循環バス	斐伊ーダー	まちなか循環バス	斐伊ーダー
	北部まちなか循環バス※1	斐伊ーダー	北部まちなか循環バス※1	斐伊ーダー
	南部まちなか循環バス※1	斐伊ーダー	南部まちなか循環バス※1	斐伊ーダー
(特急)延岡～熊本線	一般	(特急)延岡～熊本線	一般	
延岡駅～①号線～南延岡	一般	延岡駅～①号線～南延岡	一般	
旧延岡線(4系統)	斐伊ーダー	旧延岡線(4系統)	斐伊ーダー	
北方線(9系統)	斐伊ーダー	北方線(9系統)	斐伊ーダー	
北浦線(1系統)※2	斐伊ーダー	北浦線(3系統)	斐伊ーダー	
北川線(4系統)	斐伊ーダー	北川線(4系統)	斐伊ーダー	
南部乗合タクシー(4系統)※1	斐伊ーダー	南部乗合タクシー(4系統)※1	斐伊ーダー	
チヨイソコのバおか(予約型乗合タクシー)	自主運行	チヨイソコのバおか(予約型乗合タクシー)	自主運行	
祝子川予約型乗合タクシー	自主運行	祝子川予約型乗合タクシー	自主運行	

延岡市地域公共交通計画（令和6年3月策定・令和7年12月改訂）新旧対照表

赤字変更箇所

新		日			
〈P109〉 計画期間全体の評価時期の表に第2回改訂時期を記載					
項目 R6年度 R7年度 R8年度 R9年度 R10年度 R11年度					
計画 [Plan] 延岡市地域公共交通計画					
R7.12第2回改訂 ※必要に応じて計画の改訂					
R7.2第1回改訂					
事業実施 [Do]	事業実施	事業実施	事業実施		
評価 [Check]	評価	評価	評価		
見直し [Action] 事業の課題整理・改善点の検討、計画の見直し・改善	見直し案検討見直し 計画見直し必要性検討	見直し案検討見直し 計画見直し必要性検討	見直し案検討見直し 計画見直し必要性検討		
延岡市地域公共交通活性化協議会の開催	△	△	△		

〈P109〉 計画期間全体の評価時期の表			
※必要に応じて計画の改訂			
項目	R6年度	R7年度	R8年度
計画 [Plan] 延岡市地域公共交通計画			
R7.12第2回改訂 ※必要に応じて計画の改訂			
R7.2第1回改訂			
事業実施 [Do]	事業実施	事業実施	事業実施
評価 [Check]	評価	評価	評価
見直し [Action] 事業の課題整理・改善点の検討、計画の見直し・改善	見直し案検討見直し 計画見直し必要性検討	見直し案検討見直し 計画見直し必要性検討	見直し案検討見直し 計画見直し必要性検討
延岡市地域公共交通活性化協議会の開催	△	△	△

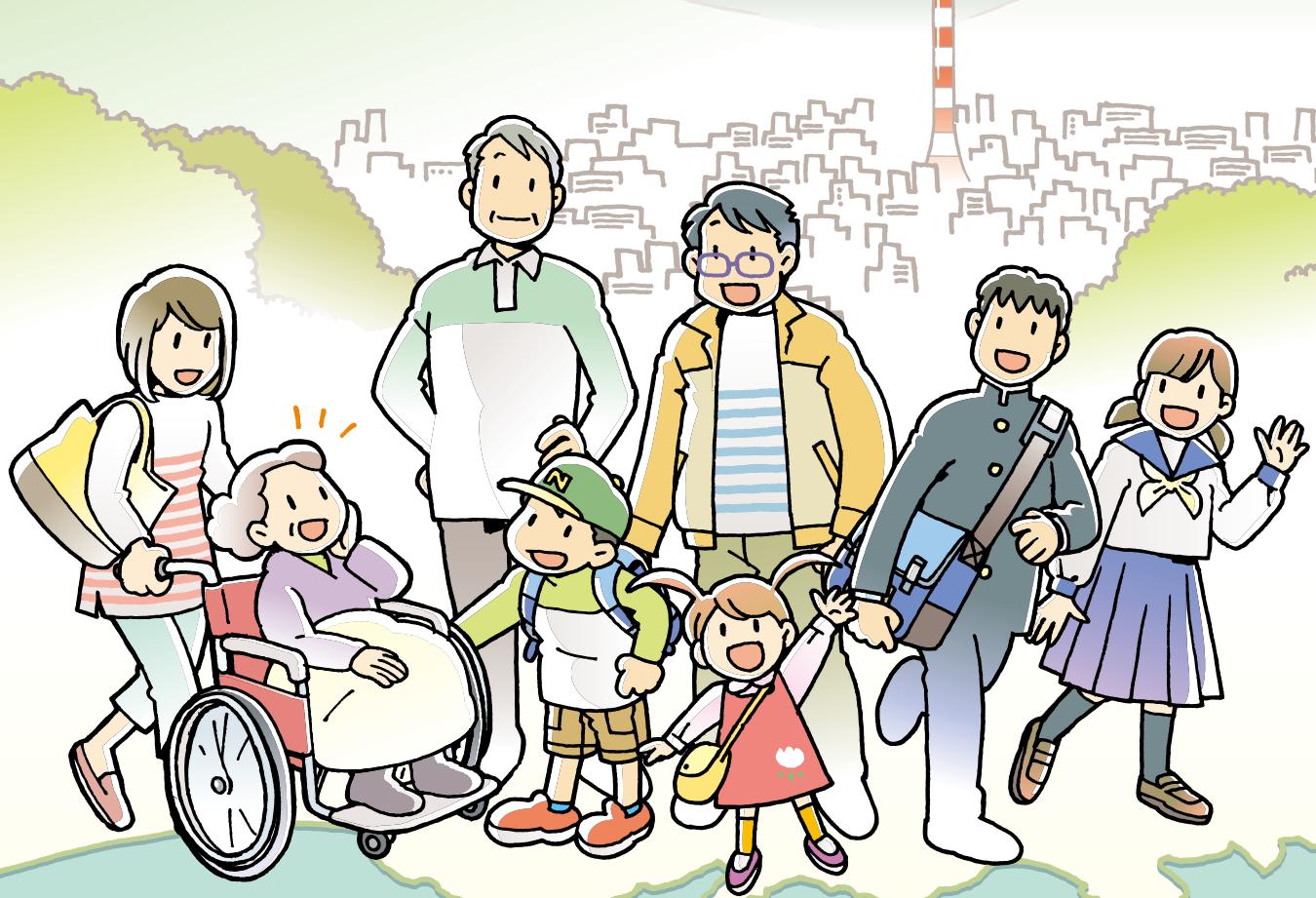
延岡市地域公共交通計画（令和6年3月策定・令和7年12月改訂）新旧対照表

赤字変更箇所

新	旧																								
<p>〈目標1 市民の暮らしを支える市内交通ネットワークの最適化〉</p> <p>目標値1-2 中山間地域・市街地部における支線交通の利用者数の回復</p> <p>○乗合タクシー北浦線の「下塚線」「三川内線」の廃線予定に伴い、目標数值を 変更</p>	<p>〈目標1 市民の暮らしを支える市内交通ネットワークの最適化〉</p> <p>目標値1-2 中山間地域・市街地部における支線交通の利用者数の回復</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目標指標</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">現状値 (R5)</th> <th style="text-align: center;">目標値 (R11)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支線交通※1の利用者数</td> <td style="text-align: center;">人/年</td> <td style="text-align: center;">56,702</td> <td style="text-align: center;">77,160</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">▲ 7,160 以上※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: フイーダー補助系統を対象とする(乗合タクシー北方線 北浦線 旧延岡線 北川線 まちなか循環バス、北部・南部まちなか循環バス(R7.4～本格運行開始)、南部乗合タクシー櫛津・土々呂線、小野・石田線、赤水・鯛名線、伊形線) ※2: フイーダー補助系統の実施主体は延岡市(運行はバス・タクシー事業者に委託)</p> <p>※2: コロナ禍前(R11年度)実績の100%水準までの回復を目指しつつ、人口減少割合を加味して目標を設定</p>	目標指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	支線交通※1の利用者数	人/年	56,702	77,160				▲ 7,160 以上※2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目標指標</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">現状値 (R5)</th> <th style="text-align: center;">目標値 (R11)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支線交通※1の利用者数</td> <td style="text-align: center;">人/年</td> <td style="text-align: center;">56,702</td> <td style="text-align: center;">▲ 78,033 以上※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">▲ 78,033 以上※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: フイーダー補助系統を対象とする(乗合タクシー北方線 北浦線 旧延岡線 北川線 まちなか循環バス、北部・南部まちなか循環バス(R7.4～本格運行開始)、南部乗合タクシー櫛津・土々呂線、小野・石田線、赤水・鯛名線、伊形線) ※2: フイーダー補助系統の実施主体は延岡市(運行はバス・タクシー事業者に委託)</p> <p>※2: コロナ禍前(R11年度)実績の100%水準までの回復を目指しつつ、人口減少割合を加味して目標を設定</p>	目標指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)	支線交通※1の利用者数	人/年	56,702	▲ 78,033 以上※2				▲ 78,033 以上※2
目標指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)																						
支線交通※1の利用者数	人/年	56,702	77,160																						
			▲ 7,160 以上※2																						
目標指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)																						
支線交通※1の利用者数	人/年	56,702	▲ 78,033 以上※2																						
			▲ 78,033 以上※2																						

延岡市 地域公共交通計画

～持続可能な地域公共交通の再構築に向けて～



令和6年(2024年)3月策定
令和7年(2025年)2月改訂
令和7年(2025年)12月改訂

令和6年度(2024年度) ▶▶ 令和11年度(2029年度)

宮崎県 延岡市
延岡市地域公共交通活性化協議会

〈地域公共交通確保維持事業を活用する対象路線の概要〉

- 本計画における計画区域内の一部路線バス及び乗合タクシー・コミュニティバスにおいては、通学や通勤、買い物、通院、観光等の多様な目的での移動を支える幹線・支線交通があり、将来にわたり維持を図るため、運行費の国庫補助(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)を活用します。

下表※1の路線はR7.4～国庫補助の活用を予定

下表※2の路線はR8.1～廃線を予定

表 地域公共交通確保維持事業を活用する路線の概要 (R7.2時点)

位置付け	交通モード	路線名	事業区分	運行主体	運行形態	補助対象事業
地域間幹線	路線バス	高千穂線	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	幹線補助(国・県)
		日向線	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	幹線補助(国・県)
		宮野浦線	4条乗合	交通事業者	路線定期運行	幹線補助(国・県)
		まちなか循環バス	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	フィーダー補助(国)
		北部まちなか循環バス※1	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
		南部まちなか循環バス※1	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
	乗合タクシー	美々地線	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
		鹿川線	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
		二股線	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
		猿渡線	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
		三ヶ村線	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
		大保下線	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
		下崎・笠下黒原線	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
		片内・菅原線	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
支線交通 (フィーダー)	乗合タクシー	上中尾線	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
		下塚線※2	4条乗合		路線定期運行	－
		市尾内線	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
	乗合タクシー	三川内線※2	4条乗合		路線定期運行	－
		上三輪・貝の畑～祇園線	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
		安井・神戸～レーヨン線	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
		須佐～大武線	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
	コミュニティ バス北川線	小川・平田～祇園線	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
		上赤線	自家用有償 旅客運送 (市町村有償 運送)	延岡市	路線定期運行	フィーダー補助(国)
		下塚線			路線定期運行	フィーダー補助(国)
		瀬口線			路線定期運行	フィーダー補助(国)
支線交通 (自主路線)	南部 乗合タクシー	家田線			路線定期運行	フィーダー補助(国)
		小野・石田線※1	4条乗合	延岡市 (運行は交通事業者に委託)	路線定期運行	フィーダー補助(国)
		赤水・鯛名線※1	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
		櫛津・土々呂線※1	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
	予約型乗合 タクシー	伊形線※1	4条乗合		路線定期運行	フィーダー補助(国)
	祝子川乗合タクシー	4条乗合	区域運行		－	
	チヨイソコのべおか	4条乗合	区域運行		－	

〈地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性〉

延岡市のコミュニティバス及び乗合タクシーは、旧延岡市域の郊外部を中心に運行し、これらを利用した市民が地域間幹線系統等を乗り継いで市の中心部へ移動することが可能となっていることなどから、支線(フィーダー路線)としての役割を果たしている。加えて、市街地においては循環型の定期バス「まちなか循環バス」を運行しており、市街地に集中する医療機関や商業施設等への移動の利便性を高めている。

これらの取組は、市内の公共交通空白地域等において自動車を運転できない高齢者等の交通弱者の移動手段として役割を果たしており、市民生活に必要不可欠な交通機関として機能している。

このことから、地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)により、これらの地域内フィーダー系統を確保・維持することで、地域住民の移動手段を存続させていくことが必要である。

第5章 計画の目標及び目標達成に向けた実施事業

1. 計画の目標及び目標指標（KPI）

- 本計画の取組を推進するうえで達成すべき目標を以下のように定めるとともに、目標の達成状況を評価するための目標指標を以下のとおり設定し、達成に向けた事業を展開していきます。

目標1 市民の暮らしを支える市内交通ネットワークの最適化

■市民の多様なニーズに対応し、限られた輸送資源の中で持続的なサービスとするため、需給バランス・生活行動等に合わせた運行改善・効率化、交通事業者との連携強化、地域ごとの細かな意向把握など、市民の暮らしを支える市内交通ネットワークの最適化を目指します。



目標1の達成状況を評価するための目標指標（KPI）

目標値1-1 市内幹線バスにおける利用者数の回復

- 学生の通学や会社員の通勤、高齢者の買い物・通院等の多様な生活行動・市民ニーズに合わせたサービスの提供・充実に取り組み、市内バス利用者数の回復を目指します。

目標指標	単位	現状値（R5）		目標値（R11）
市内幹線バス路線の利用者数 (地域間幹線系統を除く路線)	人/年	328,496	↗	388,528以上※1

※1:コロナ禍前(R1年度)実績の90%水準までの回復を目指しつつ、人口減少割合を加味して目標を設定、上位計画(R3年度)で設定している目標値(コロナ禍前の実績)を目指しつつ、本計画ではコロナ禍の影響を踏まえて設定

目標値1-2 中山間地域・市街地部における支線交通の利用者数の回復

- 利用実態・需要に応じた運行の改善・効率化による利便性・持続性の向上及び、交通弱者(自らの移動手段を持たない高齢者等)への対応等に取り組み、利用者数の回復を目指します。

目標指標	単位	現状値（R5）		目標値（R11）
支線交通※1の利用者数	人/年	56,702	↗	77,160以上※2

※1:フィーダー補助系統を対象とする(乗合タクシー北方線、北浦線、旧延岡線、北川線、まちなか循環バス、北部・南部まちなか循環バス(R7.4～本格運行開始)、南部乗合タクシー櫛津・土々呂線、小野・石田線、赤水・鯛名線、伊形線)、フィーダー補助系統の実施主体は延岡市(運行はバス・タクシー事業者に委託)

※2:コロナ禍前(R1年度)実績の100%水準までの回復を目指しつつ、人口減少割合を加味して目標を設定

目標値1-3 市民1人当たりの移動支援額(公的資金)の適正な支出

- 自家用車を運転できない高齢者や子どもをはじめとして、市民が安心して生活できる移動環境を将来に維持していくために公的資金の適正な支出を目指します。

目標指標	単位	現状値（R5）		目標値（R11）
市民1人当たりの移動支援額	円/人	3,465	↘	3,174以下※1

※1:市民1人当たりの公共交通への公的資金投入額=公共交通への公的資金投入額÷人口総数

■目標1に関する指標の考え方・算定方法・評価時期について

目標値1-1 市内幹線バスにおける利用者数の回復

①目標値の考え方

○路線バスにおいては、生活行動に応じたサービスの見直しによる利便性向上や利用実態に応じた効率化を図り、市内ネットワークの最適化を目指しつつ、関係者と連携した利用促進の周知・PRにより利用の回復を図ります。現状値(R5)は、コロナ禍前の71.5%水準であるため、目標値(R11)はコロナ禍前の90%水準までの回復かつ人口減少を加味したうえで設定します。

②目標値の算定方法

○評価年次の乗車人員を確認

③目標値の評価時期

○毎年度評価

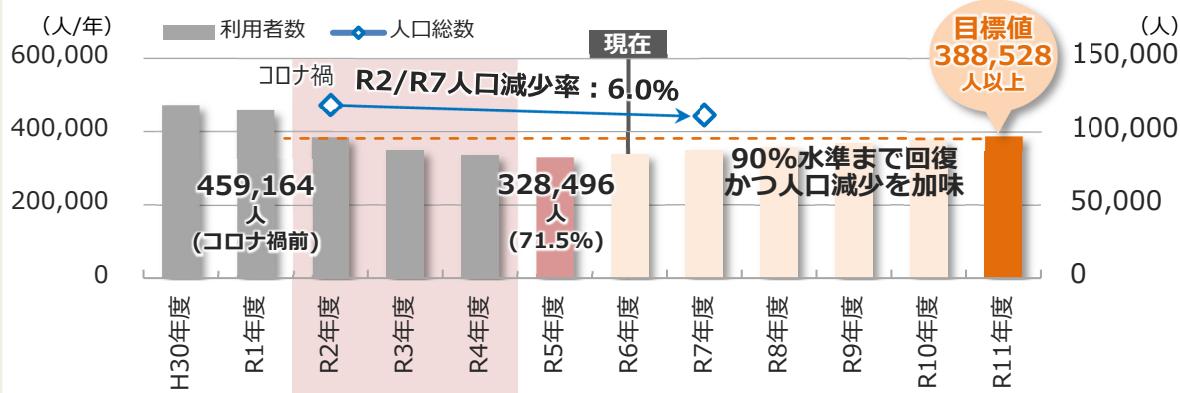


図 市内路線バスの利用者数と人口推移

目標値1-2 中山間地域・市街地部における支線交通の利用者数の回復

①目標値の考え方

○乗合タクシー・コミュニティバスにおいては、今後高齢化の進行による免許返納者や交通弱者の重要な移動手段となるため、サービスの持続・利用実態に応じた運行の効率化(最適化)を目指します。まちなか循環バスにおいては、市民ニーズに応じた利便向上策をバス事業者と協議し、利用者の回復を目指します。現状値(R5)は、コロナ禍前の96.0%水準まで回復しており、目標値(R11)はコロナ禍前の100%水準までの回復かつ人口減少を加味したうえで設定します。

②目標値の算定方法

○評価年次の運行実績を確認

③目標値の評価時期

○毎年度評価

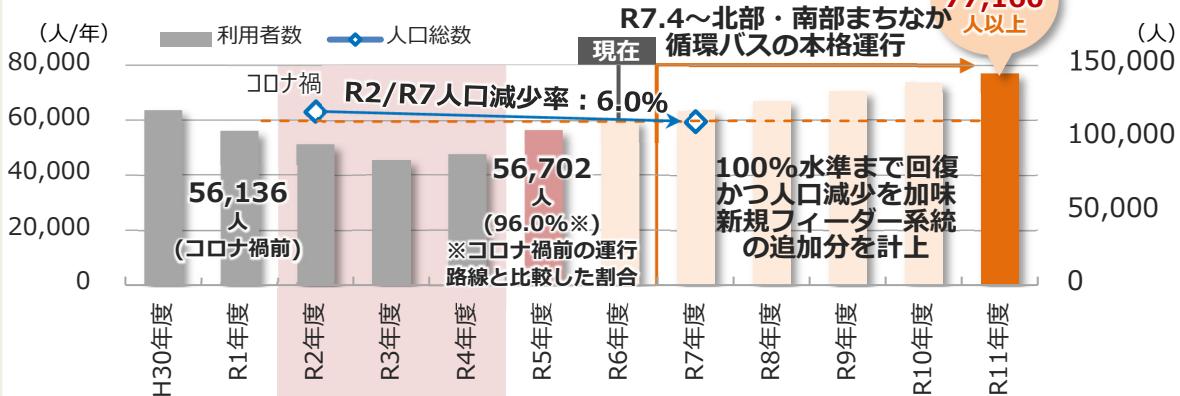


図 支線交通（フィーダー系統）の利用者数と人口推移

■目標2に関する指標の考え方・算定方法・評価時期について

目標値2-3 地域公共交通の市民1人当たりの年間利用回数の増進

①目標値の考え方

- 現状、マイカーを利用している方に対しても適度に公共交通を使ってもらうための利用促進に取り組み、市民1人1人における陸上交通(下表の路線バス・乗合タクシー)の利用回数を増やし、公共交通サービスの存続に向けて市民1人当たりの利用者数の増加を目標値として設定します。

②目標値の算定方法

- 評価年次の公共交通利用者数・延岡市の総人口を確認

③目標値の評価時期

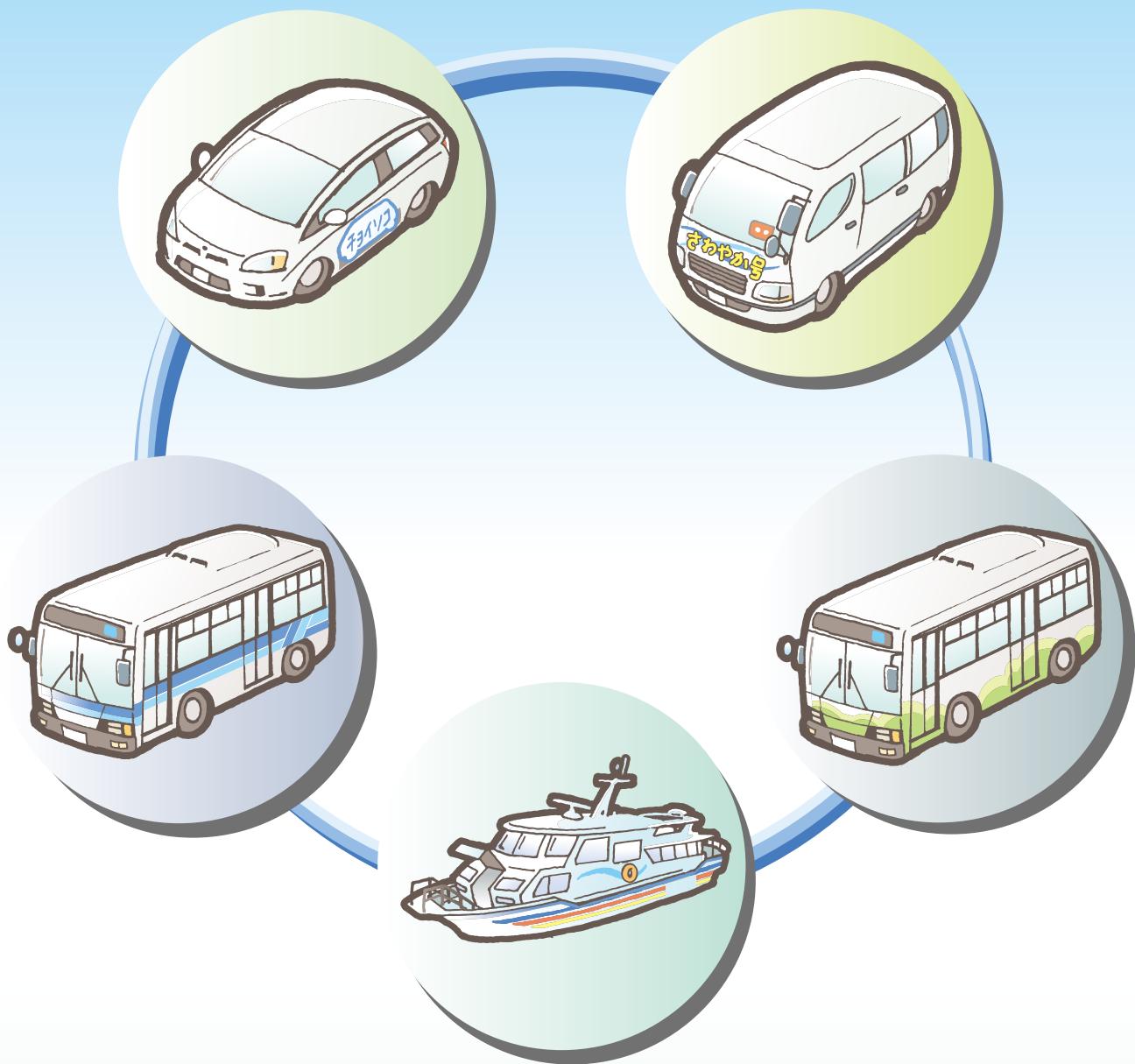
- 毎年度評価

表 陸上交通（路線バス・乗合タクシー）の対象 ※R7.2時点

下表※1の路線はR7.4～国庫補助の活用を予定、※2の路線はR8.1～2系統が廃線予定

分類	路線名	種別
路線 バス	高千穂線(延岡駅～高千穂BC)	地域間幹線
	日向線(イオンタウン日向～レーヨン)	地域間幹線
	宮野浦線(南延岡～宮野浦)	地域間幹線
	熊田線(延岡～差木野・熊田)	生活交通確保維持
	行縢山線(延岡～行縢山登山口)	生活交通確保維持
	外浦線(延岡～外浦)	生活交通確保維持
	方財線(延岡駅～方財)	生活交通確保維持
	川口線(南延岡～川口)	生活交通確保維持
	三輪線(延岡駅～三輪)	広域的バス
	古江～直海線(古江～直海)	広域的バス
	六首線(延岡～六首)	広域的バス
	保健福祉大線(延岡駅・南延岡～QOL)	一般
	南一ヶ岡線(南一ヶ岡～延岡共立病院)	一般
	東海線(南一ヶ岡～東海)	一般
	大武線(延岡駅～延岡営業所)	一般
	雷管線(桜ヶ丘～雷管)	一般
	片田～今山線(片田団地～延岡共立病院)	一般
	まちなか循環バス	フィーダー
	北部まちなか循環バス※1	フィーダー
	南部まちなか循環バス※1	フィーダー
乗合 タクシー	(特急)延岡～熊本線	一般
	延岡駅～①号線～南延岡	一般
	旧延岡線(4系統)	フィーダー
	北方線(9系統)	フィーダー
	北浦線(1系統)※2	フィーダー
	北川線(4系統)	フィーダー
	南部乗合タクシー(4系統)※1	フィーダー
チヨイソコのべおか(予約型乗合タクシー)		自主運行
祝子川予約型乗合タクシー		自主運行

上記に加えて、路線バス・乗合タクシー等の新規路線が運行した場合は、新規路線も対象とする



延岡市地域公共交通計画

発 行 延岡市地域公共交通活性化協議会（延岡市）
〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

発行年月 令和6年3月（令和7年12月改訂）

電 話 0982-22-7039

F A X 0982-22-7090

編 集 延岡市 地域・離島・交通政策課 

協議事項2 地域公共交通計画変更届出の提出について

乗合タクシー北浦線、北方線はフィーダー系統確保維持事業対象路線であるため、路線の廃止・変更に伴い、令和8バス事業年度に係る地域公共交通計画に添付する資料を変更する必要があります。

つきましては、協議会の同意のうえ、運輸支局に別紙のとおり変更届出を提出します。

詳細は次ページ

「地域公共交通計画変更届出」等の資料
をご覧ください。

国土交通大臣 殿

名 称 延岡市地域公共交通活性化協議会
住 所 延岡市東本小路2番地1
代表者氏名 会長（延岡市企画部長） 吉岡 修

地域公共交通計画変更届出書

令和7年9月26日付け国総地第144号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和8年1月5日

○ 変更箇所

- (1) 地域公共交通計画別紙
 - 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
 - 18. 協議会の開催状況と主な議論
- (2) 別添1 利用者数の目標値
- (3) 表1 地域内フィーダー系統
 - 以下の2系統を廃止する。
 - 申請番号10 乗合タクシー「下塚線」
 - 申請番号12 乗合タクシー「三川内線」
 - 以下の1系統を短縮する。
 - 申請番号4 乗合タクシー「猿渡線」

○ 変更理由

フィーダー系統に位置付けられている路線のうち、延岡市北浦町内において運行している乗合タクシーについて、同町内で運行しているオンデマンド交通の利用が定着してきたことから、利用が低迷している2系統を廃止する。

延岡市北方町内において運行している乗合タクシー1系統について、地域の要望を踏まえ、利用者のない区間を廃止するとともに、一部運行ルートを延長し、高齢者等交通弱者の利便性向上と利用促進を図る。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和7年11月 日

(名称) 延岡市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

延岡市は平成18年2月に北方町及び北浦町、平成19年3月に北川町と合併し、九州で2番目に面積の広い自治体となっている。地域間幹線系統等の路線バスは、延岡市中心部を起点とし、合併した旧北方町・旧北浦町・旧北川町に加え、高千穂町や日向市間を横断的に運行している。また、鉄道についても、日豊本線が市内を南北に運行している。

延岡市のコミュニティバス乗合タクシーは、合併した旧町地域や旧延岡市域の郊外部を運行し、これらを利用した市民が地域間幹線系統等を乗り継いで市の中心部へ移動することが可能となっており、支線としての役割を果たしている。

また、市街地においては、循環型の定期バス「まちなか循環バス」を運行しており、市街地に集中する医療機関や商業施設等への移動の利便性を高めている。

これらの取組みは、市内の公共交通空白地等において自動車を運転できない高齢者等の交通弱者の移動手段として役割を果たしており、市民生活に必要不可欠な交通機関として機能している。

さらに、郊外部から市街地へのアクセス改善を図り、市街地の回遊性向上を目指すため、新たに「北部・南部まちなか循環バス」の運行を開始するとともに、南部まちなか循環バスへの接続を円滑にするために「南部地域乗合タクシー4路線（櫛津・土々呂線、小野・石田線、赤水・鯛名線及び伊形線）」を延伸した。

~~さらに、本市北方町内において運行している乗合タクシー3路線について、高齢者等交通弱者の利便性向上と利用促進を図るため、運行ルートを延伸した。~~

北浦町においては、町内でオンデマンド交通の利用が定着してきたことから乗合タクシー北浦線3路線のうち2路線について廃止し、残る1路線について利用実態を踏まえダイヤを変更した。

北方町においては、乗合タクシー北方線の1路線について地域の要望を踏まえ一部路線を廃止するとともに、路線の新設を行った。

このため、地域公共交通確保維持事業により、これらの地域内フィーダー系統を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○利用者数について

~~別添1「利用者数の目標値」のとおりとする。~~

○市民1人当たりの公費負担額について

~~別添2「市民1人あたりの移動支援額（公的資金）の上昇抑制目標値」のとおりとする。~~

(いずれも延岡市地域公共交通計画 P78~80 参照)

(2) 事業の効果

コミュニティバス及び乗合タクシーを確保・維持することにより、交通空白地等の高齢者等の通院や買物といった日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

加えて、まちなか循環バス（北部・南部まちなか循環バスを含む。）の運行により、市街地における移動手段が確保され、まちなかの賑わい創出にもつながる。

また、これらの運行によって幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。

さらには、高齢者等の外出機会の増加により、健康長寿の推進や消費活動に資する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市の福祉部門が実施する、ケアプリのべおか事業（高齢者が路線バス、コミュニティバス等を利用して通うことができる場所で介護予防に関するプログラムを実施する）により利用を促す。（延岡市）
- ・小学校向けの乗り方教室や高齢者向けのお出かけ企画を実施する。（延岡市バス利用促進協議会）
- ・まちなか循環バスにおいて、小学生の運賃無料期間に合わせてキャンペーンを実施する。（延岡市バス利用促進協議会）
- ・地域交通をわがごととして考えてもらうため、利用者と交通事業者が直接意見交換できる機会として「地域座談会」を随時実施し、より使い勝手の良い経路・運行時刻の見直しを行っていく。特に、利用が低迷している路線においては、優先的に行っていく。（延岡市、地域住民）
- ・交通事業者のリソース（運転士・車両等）の確保に向け、交通事業者に対して二種免許取得や車両購入（乗合タクシーで使用する車両が対象）に係る経費に対する補助を行っていく。（延岡市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線について、延岡市から運行事業者への負担金額は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・【支線交通の利用者数】毎年度運行実績を確認して評価
- ・【市民1人当たりの公費負担額】毎年度移動支援額や人口総数を確認して評価
(延岡市地域公共交通計画 P78、P111 参照)

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

・令和5年4月7日（第1回）	計画策定に係る契約及び契約事務等に関する延岡市への委任について合意）（書面協議）
・令和5年6月19日（第2回）	計画策定に関する説明及び延岡市が計画策定業務を委託した相手方について合意
・令和5年11月24日（第3回）	計画素案の提示（第1章から第4章まで）及び計画に対する委員からの意見募集・合意
・令和6年1月25日（第4回）	計画素案の提示（第5章及び第6章）及び計画に対する委員からの意見募集・合意
・令和6年3月6日（第5回）	計画最終案の提示及び当該案への承認・不承認の回答依頼（書面協議）
<p>（第5回の書面協議の結果、令和6年3月21日に承認を得られたことから、令和6年3月27日に完成、令和6年3月28日に公表した。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年5月22日（第1回） 令和7年度計画別紙認定申請について、協議会承認を受けた。 ・令和6年11月15日（第3回） 北部・南部まちなか循環バスの実証運行について、協議会承認を受けた。 ・令和7年2月7日（第6回） 令和7年度計画変更認定申請について、「北部・南部まちなか循環バス4系統の追加」「南部地域乗合タクシー4路線の延伸」の協議会承認を受けた。 ・令和7年5月27日（第1回） 令和7年度計画変更認定申請について、「乗合タクシー北方線の一部路線の延伸」の協議会承認を受けた。 令和8年度計画別紙認定申請について、協議会承認を受けた。 ・令和7年11月17日（第2回）「乗合タクシー北浦線の一部路線の廃止」および「乗合タクシー北方線の一部路線の運行ルート改変」に係る計画変更について、協議会承認を受けた。 上記に係る令和8年度計画変更について、協議会承認を受けた。 	

19. 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通計画策定に当たり、下記の調査を実施した。各調査から得られた結果のポイントを踏まえ、目標を達成するための実施事業に反映した。

①アンケート調査

- ・市民6,000世帯に郵送とWEBによるアンケート配布
- ・市内立地企業50社を対象に郵送によるアンケート配布
- ・市内高校6校及び市外高校5校の1年生にアンケート配布
- ・九州保健福祉大学の学生を対象に、WEBアンケート配布

②路線バス乗降調査・利用者ヒアリング

市内幹線軸7路線（市補助路線）において、調査員の乗込みによるインタビューを実施

③主要施設ヒアリング調査

主要施設（JR延岡駅など4か所）において、調査員によるインタビューを実施

④交通事業者等へのヒアリング調査

交通事業者8者と市関連部局10者に対して直接面談方式による聞き取り調査を実施

⑤地域座談会

市内中学校単位（16地域）において実施し、各地域のニーズや課題を抽出した。

また、令和6年2月5日から令和6年2月26日までの期間でパブリックコメントを実施した結果、4名から7件の意見を得たため、今後の取組みの参考意見とすることとした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住17）宮崎県延岡市東本小路2番地1

(所 属) 延岡市企画部地域・離島・交通政策課

(氏 名) 山本 拓朗

(電 話) 0982-22-7039

(e-mail) k-anzen@city.nobeoka.miyazaki.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

■別添1 利用者数の目標値

運行予定者	申請番号	運行系統名	実績						目標								
			R5年度 (R4.10～R5.9)		R6年度 (R5.10～R6.9)		R7年度 上半期 (R6.10～R7.3)		増減 (R7/R6)		R8年度 (R7.10～R8.9)		R9年度 (R8.10～R9.9)		R10年度 (R9.10～R10.9)		R11年度 (R10.10～R11.9)
利用者数	1回あたり利用者数	利用者数	1回あたり利用者数	利用者数	1回あたり利用者数	利用者数	1回あたり利用者数	利用者数	1回あたり利用者数	利用者数	1回あたり利用者数	利用者数	1回あたり利用者数	利用者数	1回あたり利用者数	利用者数	
1 美々地線	294	3.0	245	2.6	108	2.4	92.3%	247	2.6	247	2.6	247	2.6	247	2.6	247	2.6
2 鹿川線	555	5.5	724	7.3	259	5.4	74.0%	723	7.3	723	7.3	723	7.3	723	7.3	723	7.3
3 二股線	520	5.2	603	5.9	281	5.6	94.9%	584	5.9	584	5.9	584	5.9	584	5.9	584	5.9
4 猿渡線	452	9.0	433	8.6	163	6.5	75.6%	413	8.6	413	8.6	413	8.6	413	8.6	413	8.6
(株)あさひ観光バス	305	6.1	331	6.6	159	6.4	97.0%	317	6.6	317	6.6	317	6.6	317	6.6	317	6.6
6 大保下線	441	9.0	387	7.7	138	6.6	85.7%	393	7.7	393	7.7	393	7.7	393	7.7	393	7.7
7 下崎・笠下黒原線	54	1.1	74	1.5	99	4.1	273.3%	102	2.0	102	2.0	102	2.0	102	2.0	102	2.0
8 片内・菅原線	595	5.9	648	6.5	307	6.5	100.0%	644	6.5	644	6.5	644	6.5	644	6.5	644	6.5
9 上中尾線	381	8.1	341	7.9	114	5.7	72.2%	348	7.9	348	7.9	348	7.9	348	7.9	348	7.9
10 市尾内線	1,022	5.1	684	3.3	241	2.4	72.7%	653	3.3	653	3.3	653	3.3	653	3.3	653	3.3
11 上三輪 良の烟～祇園線	388	3.8	421	4.0	425	4.1	102.5%	372	4.0	372	4.0	372	4.0	372	4.0	372	4.0
12 安井・神戸レーヨン線	350	3.3	347	3.3	185	3.6	109.1%	323	3.3	323	3.3	323	3.3	323	3.3	323	3.3
13 須佐～大武線	236	4.5	292	5.6	221	8.5	151.8%	269	5.6	269	5.6	269	5.6	269	5.6	269	5.6
14 小川・平田線～祇園線	202	3.8	199	3.8	86	3.3	86.8%	182	3.8	182	3.8	182	3.8	182	3.8	182	3.8
15 上赤線	1,786	4.9	1,627	4.5	660	3.8	84.4%	1,598	4.5	1,598	4.5	1,598	4.5	1,598	4.5	1,598	4.5
16 下塙線	1,580	4.2	1,372	3.7	518	2.8	75.7%	1,351	3.7	1,351	3.7	1,351	3.7	1,351	3.7	1,351	3.7
17 瀬口線	1,383	3.8	1,224	3.4	599	3.5	102.9%	1,207	3.4	1,207	3.4	1,207	3.4	1,207	3.4	1,207	3.4
18 家田線	401	1.1	311	0.9	201	1.2	133.3%	710	2.0	710	2.0	710	2.0	710	2.0	710	2.0
19-20 まちなか循環バス	41,656	8.8	47,240	9.9	24,790	10.5	106.1%	47,187	10.1	47,187	10.1	47,187	10.1	47,187	10.1	47,187	10.1
21-22 北部まちなか循環バス					2,927	7.3	#DIV/0!	11,978	7.1	11,978	7.1	11,978	7.1	11,978	7.1	11,978	7.1
23-24 南部まちなか循環バス					1,899	4.8	#DIV/0!	7,929	4.7	7,929	4.7	7,929	4.7	7,929	4.7	7,929	4.7
25 柳津・土々呂線	1,148	11.4	1,124	11.4	713	14.0	122.8%	1,140	11.4	1,140	11.4	1,140	11.4	1,140	11.4	1,140	11.4
宮崎第一交通(株)	874	9.1	620	6.6	292	6.2	93.9%	614	6.6	614	6.6	614	6.6	614	6.6	614	6.6
扇興タクシー(株)	588	6.1	787	8.6	396	8.4	97.7%	817	8.6	817	8.6	817	8.6	817	8.6	817	8.6
宮崎グリーンタクシー(株)	189	2.9	294	3.1	256	5.4	174.2%	288	3.1	288	3.1	288	3.1	288	3.1	288	3.1
乗車人数合計	55,400		60,328		36,057			77,528		77,528		77,528		77,528		77,528	

【令和8年度における目標利用者数設定の根拠について】

○延岡市地域公共交通計画における令和11年度の利用者数目標値は**77,160人**以上で設定している(計画P78参照)。

この目標を達成するため、令和8年度の目標利用者数を「**77,528人**」(1回当たり利用人数×表1に記載した計画運行回数)とし、令和11年度まで当該水準を維持できるよう設定している。

【令和8年度における目標回あたり利用者数設定について】

○申請番号7及び18を除く運行系統については、新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつあると考えられるところから、令和6年度と同程度の乗車を見込み、令和6年度と同じ1回あたり利用人数を設定した。

○申請番号7及び18の運行系統については、令和5年度、令和6年度と統けて1回あたり利用人数が2.0を下回っているが、当該地域住民に向けて利用の周知を行う予定であることから、2.0で設定する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市區町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			運送維持特例措置	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点			運行回数	計画運行日数	運行系統キロ程
延岡市	(株)あさひ観光バス (1) 線	乗合タクシー「美々地 北方町総合支所	日平	美々地神社前	往 復	16.8km 16.8km	95.0回	路線定期 (1) (2)(1)	補助対象地域間幹線系統 交通(歩)の高千穂線と接続 所前停留所にて接続	基準適合該当する条件 (別表7のみ)
	(株)あさひ観光バス (2) 線	乗合タクシー「鹿川線」 北方町総合支所	下鹿川小学校	上鹿川今村橋	往 復	29.5km 29.5km	99.0回	路線定期 (1) (2)(1)	補助対象地域間幹線系統 交通(歩)の高千穂線と接続 所前停留所にて接続	基準適合該当する条件 (別表7のみ)
	(株)あさひ観光バス (3) 線	乗合タクシー「二股線」 北方医院	うそ越橋	西の子橋	往 復	23km 23km	99.0回	路線定期 (1) (2)(1)	補助対象地域間幹線系統 交通(歩)の高千穂線と接続 所前停留所にて接続	基準適合該当する条件 (別表7のみ)
	(株)あさひ観光バス (4) 線	乗合タクシー「猿渡線」 北方町総合支所	龜ヶ崎	久保	往 復	24.9km 24.9km	48.0回	路線定期 (1) (2)(1)	補助対象地域間幹線系統 交通(歩)の高千穂線と接続 所前停留所にて接続	基準適合該当する条件 (別表7のみ)
	(株)あさひ観光バス (5) 線	乗合タクシー「三ヶ村 北方町総合支所	龜田公民館下	三ヶ村公民館	往 復	14.6km 14.6km	48.0回	路線定期 (1) (2)(1)	補助対象地域間幹線系統 交通(歩)の高千穂線と接続 所前停留所にて接続	基準適合該当する条件 (別表7のみ)
	(株)あさひ観光バス (6) 線	乗合タクシー「大保下 北方医院	下曾木駅前	大保下	往 復	28.9km 28.9km	51.0回	路線定期 (1) (2)(1)	補助対象地域間幹線系統 交通(歩)の高千穂線と接続 所前停留所にて接続	基準適合該当する条件 (別表7のみ)
	(株)あさひ観光バス (7) 下黒原線	乗合タクシー「下崎・笠 北方町総合支所	伊木原	下崎	往 復	9.9km 9.9km	51.0回	路線定期 (1) (2)(1)	補助対象地域間幹線系統 交通(歩)の高千穂線と接続 所前停留所にて接続	基準適合該当する条件 (別表7のみ)
	(株)あさひ観光バス (8) 原線	乗合タクシー「片内・菅 北方町総合支所	流下公民館前	猪之内	往 復	28.8km 28.8km	99.0回	路線定期 (1) (2)(1)	補助対象地域間幹線系統 交通(歩)の高千穂線と接続 所前停留所にて接続	基準適合該当する条件 (別表7のみ)
	(株)あさひ観光バス (9) 線	乗合タクシー「上中尾 北方医院	小中尾	上中尾公民館	往 復	19.2km 19.2km	44.0回	路線定期 (1) (2)(1)	補助対象地域間幹線系統 交通(歩)の高千穂線と接続 所前停留所にて接続	基準適合該当する条件 (別表7のみ)
	＜共同運行＞ 宮交タクシー(株) 扇興タクシー(株) 延岡グリーンタクシ ー(株)	乗合タクシー「市尾内 高橋医院	梅木郵便局 市尾内		往 復	19.9km 19.9km	99.0回	路線定期 (1)	補助対象地域間幹線系統 交通(歩)の宮野野浦線と接続 所前停留所にて接続	基準適合該当する条件 (別表7のみ)
	(10) 線	乗合タクシー「市尾内 高橋医院	梅木郵便局 市尾内		往 復	19.9km 19.9km				

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「登由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位、第2位以下切り捨てまで記載すること。なお、標準系統の場合は、往又は復のどちらかの間にキロ程を記載し、もう片方の欄に「値段」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間幹線系統(宮野野浦線と接続)について記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業にによる運行系統の概要及び運送予定者(地域内フイーダー系統)

令和8年度

地域内ファイダースタートの基準適合									
運送予定者名		運行系統名 (申請番号)		運行系統				便送	
市区町村名	運行系統別 運行系統名	起点	経由地	終点	回数	運行回数	計画運行回数	運行日数	計画運行日数
延岡市	<共同運行> 宮交タクシー(株) 延岡グリーンタクシー(株) 宮崎第一交通(株)	(11) 乗合タクシー「上三輪・ 貝の畑～祇園線」	北小路コーブ前	細見 鹿越	往 復	25.4km 25.4km	93日	93.0回	基準未達成 該当する要件 (別表7-9)
	<共同運行> 宮交タクシー(株) 延岡グリーンタクシー(株) 宮崎第一交通(株)	(12) 乗合タクシー「安井・神 戸～レーヨン線」	レーヨン前	神戸町 荒浦	往 復	16.9km 16.9km	98日	98.0回	補助対象地域間幹線系統 交通(株)の高千穂線と北小路コーブ 前停留所にて接続
	<共同運行> 宮交タクシー(株) 延岡グリーンタクシー(株) 宮崎第一交通(株)	(13) 乗合タクシー「須佐～ 大武線」	レーヨン前	赤島公民 館	須佐営農集会所	往 復	11.9km 11.9km	48日	48.0回
	<共同運行> 宮交タクシー(株) 延岡グリーンタクシー(株) 宮崎第一交通(株)	(14) 乗合タクシー「小川・平 原線」	北小路コーブ前	黒仁田 小川研修 センター	往 復	24.4km 24.4km	48日	48.0回	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通(株)の高千穂線とレーヨン前停留 所にて接続
	<共同運行> 宮交タクシー(株) 延岡グリーンタクシー(株) 宮崎第一交通(株)	(15) コミュニティバス「上赤 道の駅北川はゆま」	道の駅北川はゆま	上赤、下 黒内	往 復	25.6km 25.6km	142日	355.0回	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通(株)の熊田線と曾立停留所 前停留所にて接続
	延岡市	(16) コミュニティバス「下塚 道の駅北川はゆま」	道の駅北川はゆま	本下塚 陸地	往 復	31.9km 31.9km	146日	365.0回	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通(株)の熊田線と曾立停留所 にて接続
	延岡市	(17) コミュニティバス「瀬口 道の駅北川はゆま」	道の駅北川はゆま	本瀬口 惣別当	往 復	16.5km 16.5km	142日	355.0回	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通(株)の熊田線と曾立停留所 にて接続
	延岡市	(18) コミュニティバス「蒙田 道の駅北川はゆま」	道の駅北川はゆま	山の手 長谷橋	往 復	13.7km 13.7km	142日	355.0回	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通(株)の蒙田線と曾立停留所 にて接続
	宮崎交通(株)	(19) まちなか循環バス	延岡駅	延岡駅	循環	14.5km km	292日	2,336.0回	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通(株)の町内・日向線と安賀多丁目 停留所等にて接続
	宮崎交通(株)	(20) まちなか循環バス	延岡駅	延岡駅	循環	14.5km km	292日	2,336.0回	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通(株)の町内・日向線と安賀多丁目 停留所等にて接続

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」による運行サービスの名称を記載すること。
 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に「運営低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 3. 「系統名」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
 4. 「便増進特別措置」及び「運送系統特別措置」については、利便増進計画又は運送系統計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フードシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
 8. 本表に記載する運行予定期系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統		系 統 キ ロ 程	計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	利 便 増 強 特 別 措 置	運 送 維 持 特 別 措 置	地域内ファイーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)	
			起点	終点						該当する運行態様の別 (別表7-9)	該当する運行態様の別 (別表7-9)
延岡市	宮崎交通(株)	(21) 北部まちなか循環バス (内回り)	延岡駅、イオン延岡 多々良店	イオン延岡	循環 15.3km km	241日	723.0回	○	路線定期 ①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通㈱の門川・日向線と安賀多5丁目 停留所等にて接続	基準適合該当する運行態様の別 (別表7-9)
	宮崎交通(株)	(22) 北部まちなか循環バス (外回り)	延岡駅、イオン延岡 多々良店	イオン延岡	循環 14.7km km	241日	964.0回	○	路線定期 ①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通㈱の門川・日向線と安賀多5丁目 停留所等にて接続	基準適合該当する運行態様の別 (別表7-9)
	宮崎交通(株)	(23) 南部まちなか循環バス (内回り)	南延岡、鶴ヶ丘公園 園	イオン延岡	循環 14.3km km	241日	964.0回	○	路線定期 ①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通㈱の門川・日向線と安賀多5丁目 停留所等にて接続	基準適合該当する運行態様の別 (別表7-9)
	宮崎交通(株)	(24) 南部まちなか循環バス (外回り)	南延岡、鶴ヶ丘公園 園	イオン延岡	循環 14.2km km	241日	723.0回	○	路線定期 ①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通㈱の門川・日向線と安賀多5丁目 停留所等にて接続	基準適合該当する運行態様の別 (別表7-9)
	延岡市 <共回運行> 宮交タクシー(株) 延岡グリーンタクシー(株)	(25) 乗合タクシー「柳津・ 土々呂線」 (26) 乗合タクシー「小野・石 田線」 (27) 乗合タクシー「赤水・鍋 外浦浜	塙浜三丁 目 塙浜三丁 目 塙浜三丁 目	鶴ヶ丘公園 鶴ヶ丘公園 鶴ヶ丘公園 外浦浜	往 12.4km 復 12.2km 往 13.9km 復 13.5km 往 11.4km 復 12.4km	100日	100.0回	○	路線定期 ①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通㈱の門川・日向線と塙浜3丁目停 留所等にて接続	基準適合該当する運行態様の別 (別表7-9)
	延岡市 <共回運行> 宮交タクシー(株) 延岡グリーンタクシー(株)	(28) 乗合タクシー「伊形線」 大久保鍛工所前	塙浜三丁 目	鶴ヶ丘公園	往 8.3km 復 8.3km	95日	95.0回	○	路線定期 ①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通㈱の門川・日向線と塙浜3丁目停 留所等にて接続	基準適合該当する運行態様の別 (別表7-9)
	延岡市 <共回運行> 宮交タクシー(株) 延岡グリーンタクシー(株)	乗用タクシー「運行ダイヤを添付する」と記載する。							路線定期 ①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通㈱の門川・日向線と塙浜3丁目停 留所等にて接続	基準適合該当する運行態様の別 (別表7-9)
	延岡市 <共回運行> 宮交タクシー(株) 延岡グリーンタクシー(株)	乗用タクシー「運行ダイヤを添付する」と記載する。							路線定期 ①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通㈱の門川・日向線と塙浜3丁目停 留所等にて接続	基準適合該当する運行態様の別 (別表7-9)
	延岡市 <共回運行> 宮交タクシー(株) 延岡グリーンタクシー(株)	乗用タクシー「運行ダイヤを添付する」と記載する。							路線定期 ①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通㈱の門川・日向線と塙浜3丁目停 留所等にて接続	基準適合該当する運行態様の別 (別表7-9)
	延岡市 <共回運行> 宮交タクシー(株) 延岡グリーンタクシー(株)	乗用タクシー「運行ダイヤを添付する」と記載する。							路線定期 ①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通㈱の門川・日向線と塙浜3丁目停 留所等にて接続	基準適合該当する運行態様の別 (別表7-9)

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に商業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「備考」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「利便増進特例措置」については、地域内ファイーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	延岡市
(単位:人)	
人口集中地区以外	39,556
交通不便地域等	10,312

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,338	旧北方町	過疎法
3,207	旧北川町	過疎法
3,057	旧北浦町	過疎法
710	島浦町	離島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
延岡市地域公共交通計画	令和6年3月27日	-
延岡市地域公共交通利便増進実施計画 (認定日:令和7年3月10日)	令和7年3月5日	令和7年度

(1)記載要領

- 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
- 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)(11)))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

- 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)